

みと

最新の税情報やセミナー等のお知らせはホームページからご確認くださいませ！



水戸法人会HP

【笠間つつじ公園】

目次

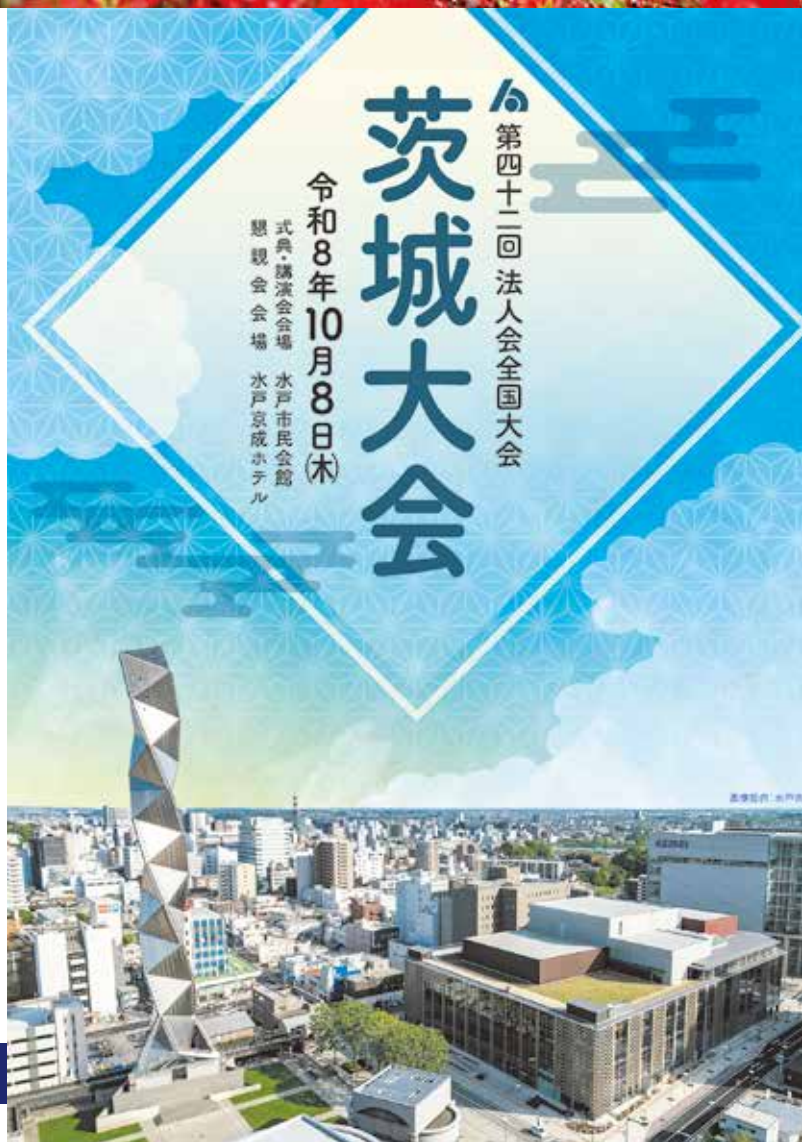
表紙写真／全国大会	P 1
税務署コーナー	P 2～3
法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項	P 4
厚生委員会 健康セミナー／3部会合同講演会	P 5
女性部会 チャリティー募金寄贈式 消費税期限内納付バナー	
各部会全体会開催される／各地区会総会開催される	P 6
女性部会 水戸まちなかフェスティバルで租税教育活動を実施	
青年部会 ちびっ子広場で租税教育活動を実施	P 7
水戸税務署 法人税消費税の申告説明会 アンケート調査システムPR広告／今後の主な行事予定	
私のオアシスNo.114	P 8
(ソロキャン・株MURATA 村田 豊 寛を作る・(宗)鳳林院 竹内 盛恭)	
編集後記 広報委員 長谷川 優子	



めざします、企業の繁栄と社会への貢献。

みんなで回覧しましょう。

<https://mitohojinkai.or.jp>



申告書等用紙が必要な方へのお願い

国税庁では、オンライン手続等のより一層の利用拡大に向け、令和8年6月から税務署における申告書等用紙の備付け(用紙コーナー設置)を行わないこととしましたので、申告書等用紙が必要な場合は、税務署窓口までお申し付けください。

なお、税務署にお越しにならなくても、国税庁ホームページやコンビニエンスストアのマルチコピー機(有料)から印刷することができます。

また、順次多くの申告書等の様式が新しくなり、国税庁ホームページに掲載されますので、申告書等を提出する際は、最新の様式を使用していただくようお願いいたします。

次の二次元コードから自宅等で各種申告書等用紙の印刷ができます

申告所得税関係

- ◆ 所得税の申告書
- ◆ 収支内訳書・青色申告決算書
- ◆ 住宅借入金等特別控除関係



- ◆ 個人事業の開業・廃業等届出書



- ◆ 所得税の青色申告承認申請書



- ◆ 青色事業専従者給与に関する届出書



源泉所得税・法定調書関係

- ◆ 給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書



- ◆ 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書



- ◆ 年末調整関係(源泉徴収簿・扶養控除等申告書など)



- ◆ 給与所得の源泉徴収票
- ◆ 各種支払調書



法人税・消費税関係

- ◆ 法人税の申告書
- ◆ 各種届出書・申請書



- ◆ 消費税の申告書
- ◆ 消費税の各種届出書・申請書
- ◆ インボイス登録に係る各種届出書・申請書



猶予制度関係

- ◆ 換価の猶予申請書・添付書類



上記以外の税目

- ◆ 上記以外の税目については、「税務手続の案内」をご利用ください。



- セブン-イレブン、ファミリーマート・ポプラグループ・ミニストップ・ローソンのマルチコピー機から主な申告書・届出書の印刷ができます。

※印刷費用が必要(白黒20円、カラー60円/ページ)



納税証明書はスマホで 請求・受取ができます!

納税証明書(PDF)は、お手持ちのスマホ・タブレット・パソコンからe-Taxを使って、簡単に請求から受取までできますので、是非ご利用ください!

メリット

①

いつでもどこでも!
スマホで完結!

タブレット
パソコンでも!



メリット

②

手数料がお得!

1税目1年度あたり**370円**

※書面での請求の場合は、1税目1年度1枚あたり400円

メリット

③

期間内*であれば
何度でも印刷・使用可能!

※コンビニエンスストアの印刷サービスを利用する場合には、別途手数料がかかります。
※電子納税証明書の場合、e-Taxのメッセージボックスに90日間保存されます。その期間内であれば、何度でも使用可能です。

▼ オンラインで請求から受取までの流れ ▼

step 1 自宅やオフィスで請求

e-Taxホームページからログイン
メインメニューの「申請・納付手続を行う」を選択し、「納税証明書の交付請求(電子交付用)」を選択。
※e-Taxを初めてご利用になる場合は、アカウントの作成が必要です。

個人の方

<https://login.e-tax.nta.go.jp/login/reception/login/individual>



法人の方

<https://login.e-tax.nta.go.jp/login/reception/login/Corporate>



step 2 電子申請

必要事項を入力して送信
マイナンバーカードを読み込んで電子署名を付与。

マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください。
有効期限を過ぎた場合、e-Tax 手続やマイナ保険証としての利用などができませんので、お早めに更新手続をお願いします。
有効期限や更新手続等の詳細は、デジタル庁公式noteをご確認ください。



マイナンバーカード
が必要です!

デジタル庁
公式noteはコチラ



step 3 電子発行・受取

メッセージボックスに
手数料の案内が格納されます。
インターネットバンキング等で手数料納付後、納税証明書(PDF)をダウンロードできるようになります。



留意点

ご利用に当たっては、納税者本人(法人の場合は代表者本人)のマイナンバーカードが必要です。

スマホを利用した納税証明書(PDF)の請求は、本人(法人の場合は代表者本人)のみ行うことができます。

代理人の方はお手持ちのパソコンから請求してください。

代理人の方が、業務として納税証明書の請求を行うことは、税理士法に規定する税務代理に該当します。



国税庁 国税庁ホームページ
<https://www.nta.go.jp/>

詳しい手続の仕方はこちらから

https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm



納税証明書をオンラインで請求後、書面で受け取る方法は裏面へ

法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

令和8年度税制改正では、物価高への対応の観点から、物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みが創設されたほか、就業調整に対応するとともに、中低所得者に配慮しつつ、所得税の課税最低限を178万円まで特例的に先取りして引き上げられました。「強い経済」の実現に向けた対応として、大胆な設備投資の促進に向けた税制措置が創設されたほか、租税特別措置等の適正化の観点から、賃上げ促進税制の見直しや研究開発税制の強化等が行われました。税負担の公平性を確保する観点から、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し等が行われました。このほか、自動車関係諸税について、自動車税等の環境性能割の廃止や軽油引取税の当分の間税率の廃止等が行われました。また、国際観光旅客税の税率の引上げや防衛特別所得税（仮称）の創設等が行われました。（令和8年度税制改正大綱より）。

法人会では、昨年9月に「令和8年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小企業向け税制措置の適用期限延長、事業承継税制の特例承継計画の提出期限の延長等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

【法人課税】

1. 少額減価償却資産の取得価額の法人税率の軽減措置

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none">少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、物価が上昇していること等を踏まえ、取得価額要件を30万円未満から50万円未満に引き上げるとともに、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とすることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和8年3月末日となっている適用期限を延長すること。	<ul style="list-style-type: none">対象となる減価償却資産の取得価額が40万円未満（改正前：30万円未満）に引き上げられた上で、適用期限が3年間延長されました。なお、従業員要件は400人以下（改正前：500人以下）に引き下げられました。

2. カーボンニュートラル投資促進税制

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none">「カーボンニュートラル投資促進税制」は、令和8年3月末日が適用期限となっていることから適用期限を延長すること。	<ul style="list-style-type: none">「炭素生産性向上率」の要件が引き上げられるとともに、特別償却率・税額控除率が引き下げられた上で、適用期限が2年間延長されました。

3. 地方拠点強化税制

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none">地方創生を巡っては、利用状況が低調な地方拠点強化税制を見直すなど、さらなる本社機能移転を促進する。	<ul style="list-style-type: none">オフィス減税について、税額控除率等の引上げや中古資産の購入・改修の対象追加（拡充）等が行われた上で、適用期限が2年間延長されました。

【事業承継税制】

相続税、贈与税の納税猶予制度

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none">特例承継計画の提出期限（令和8年3月末日）と特例制度の適用期限（令和9年12月末日）が近付いていることから、期限の延長を求める。	<ul style="list-style-type: none">法人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、特例承継計画の提出期限が1年6ヵ月（令和9年9月まで）延長されました。

【消費税制】

免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none">免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置について、80%控除可能となる措置が令和8年9月末日まで（令和8年10月1日から3年間は50%控除可能）となっているが、小規模事業者等が取引から排除されないよう、80%控除できる期間を当面の間、延長すること。	<ul style="list-style-type: none">免税事業者からの仕入れに係る経過措置について、最終的な適用期限を2年延長した上で、控除可能割合が段階的に縮減されました（令和8年10月からは7割、令和10年10月からは5割、令和12年10月から令和13年9月末までは3割）。なお、1免税事業者ごとの年間適用上限仕入れ額は1億円（改正前：10億円）に引き下げられました。

【所得税】

1. ふるさと納税

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none">ふるさと納税について、住民税は居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。寄付先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。また、必要経費は寄付総額の5割以下とする基準が設けられているが、より多くの寄付金が寄付した地域のために活用されるよう、事務手数料のあり方等を含め、制度設計の見直しが欠かせない。	<ul style="list-style-type: none">寄付金のうち地方公共団体が活用できる財源の割合が段階的に60%以上と設定されるとともに、使途を公表することとなりました。また、ふるさと納税による個人住民税の税額控除制度について、特例控除の限度額は193万円となります。

1. セルフメディケーション税制

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none">薬剤費を抑制する観点からセルフメディケーション税制の対象となる医薬品などの拡充も欠かせない。	<ul style="list-style-type: none">対象となる医薬品が見直された上で、スイッチOTC医薬品の適用期限は恒久化、それ以外の医薬品は5年間延長されました。

【地方税】

固定資産税の免税点

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none">固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。	<ul style="list-style-type: none">家屋に係る免税点は30万円（改正前：20万円）未満に、償却資産に係る免税点は180万円（改正前：150万円）未満に引き上げられます。



厚生委員会主管 健康セミナー



挨拶をする厚生委員会
高木 清美 委員長

講師の
宮本 由美子 氏

3月2日(月)にホテルレイクビュー水戸において健康セミナーをAIG損害保険(株)との共催で開催し

41名が参加しました。

講師に(株)NTTExCパートナー 中小企業診断士 宮本 由美子 氏にお願いし、「健康経営キホンの「キ」」をテーマに、中小企業の経営者にフォーカスし、健康経営は具体的に何を取り組めばいいのか等を紹介いただきました。



会場の様子

3部会合同講演会



講師の
多田 夏帆 氏

水戸法人会の青年部会・女性部会・税務経理研究部会が主催する「3部会合同講演会」を3月9日(月)にホテルレイクビュー水戸で開催し18名が参加しました。講師は(株)Oshicoco 代表取締役の多田 夏帆 氏にお願いし、「推し活市場のリアルがわかる」というテーマで講演をい

いただきました。

当日は推し活の現在と今後の可能性についてわかりやすく説明いただき、マーケティングへの活用についても紹介いただきました。



女性部会主催 チャリティー募金寄贈式

水戸法人会女性部会は3月26日(木)、水戸市社会福祉協議会に166,650円を寄贈しました。こちらは、昨年12月に水戸京成ホテルで行われた水戸税務署長講演会の際に募ったチャリティー募金です。

贈呈式を水戸市赤塚の同協議会で行われ、中村部長は「ひとり親世帯や生活が困窮している子育て世帯や、子ども食堂の支援につなげてほしい」とあいさつし、目録を渡しました。



贈呈式の様子



消費税の期限内納付を忘れずに。//

消費税には
申告・納付期限
があります。

申告・納付には
e-Taxが利用
できます。

個人事業者の方
は振替納税も
利用できます。



◆ 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。

◆ 期限を過ぎると延滞税がかかる場合があります。

◆ 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。

◆ 免税事業者から新たにインボイス発行事業者になられた方には、税負担や事務負担を軽減できる2割特例^(※4)があります。

期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします!

納税資金の積立てには、ダイレクト納付による予納(予納ダイレクト)が便利です。利用にあたっては、事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。

直前の課税期間の確定消費税額 ^(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超 4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超 400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) ^(※5)

※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。

※2 インボイス発行事業者の方は、基準期間の課税売上高にかかわらず、消費税の申告が必要です。また、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。

※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。

※4 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、2割特例を適用できません。

※5 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

国税を一時に納付することが困難な場合には、申請により猶予が認められることがありますので、納税が困難な方は、お早めに所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。



各部会全体会開催される

新しい年度となった4月、水戸法人会青年部会、女性部会、税務経理研究部会の全体会が行われました。それぞれの部会で事業報告並びに収支決算報告に関する審議が行われました。

事業報告の中では、青年部会では「租税教室」、女性部会では「税に関する絵はがきコンクール」、税務経理研究部会では「経理担当者向け実務セミナー」等の主要な事業について部会役員が中心となり遂行したと報告しました。

全体会には来賓として水戸税務署の幹部の方々も臨席され、長嶋良司副署長から祝辞をいただきました。



水戸税務署
長嶋 良司 副署長



税経部会
川崎 努 部会長



女性部会
中村 友美 部会長



青年部会
磯野 昌範 部会長

全体会日程

部 会	日 程	会 場
税務経理研究部会	令和8年4月10日(金)	ホテルレイクビュー水戸
女性部会	令和8年4月21日(火)	ホテル・ザ・ウエストヒルズ水戸
青年部会	令和8年4月22日(水)	ホテル・ザ・ウエストヒルズ水戸

各地区会総会開催される

4月23日(木)に大洗地区会の総会が開催され、その後、記載の日程で各地区会の総会が行われました。

各地区会の総会議案は滞りなく進行され、「令和7年度事業報告並びに収支決算報告承認に関する件」、「令和8年度事業計画並びに収支予算報告に関する件」は満場異議なく承認可決されました。

地 区 会	日 程	会 場
大洗地区会	令和8年4月23日(木)	大洗町商工会館
茨城地区会	令和8年4月24日(金)	茨城町商工会館
城里地区会	令和8年4月28日(火)	コミュニティセンター城里
小美玉地区会	令和8年5月1日(金)	小美玉市商工会館
笠間地区会	令和8年5月7日(木)	笠間市商工会館本所

女性部会

水戸まちなかフェスティバルで租税教育活動を実施

5月2日(土)に水戸まちなかフェスティバルが水戸市国道50号で開催され、水戸法人会女性部会が租税教育活動(税金クイズ)を実施いたしました。

当日は天気も良く多くの来場者があり、税金クイズを回答した方には、法人会のノベルティグッズやお菓子、玩具等を配付いたしました。クイズの問題は子供用から大人用まで揃えており、参加者からは「勉強になりました」「税金への理解が深まりました」等のお声をいただきました。



青年部会

ちびっ子広場で租税教育活動を実施

5月24日(日)に第51回ちびっ子広場が千波公園ふれあい広場で開催され、水戸法人会青年部会が租税教育活動(税金クイズ)を実施しました。こちらは子供たちへ「税の大切さを知ってほしい」という主旨があり、クイズを通して税金の役割や意義を参加者に分かりやすくお伝えしました。

また、1億円と同じ大きさと同重さを再現したレプリカを持ち上げてもらう体験も行い、その重さを通して、税金の重みと価値を実感していただきました。



水戸税務署共催

法人税・消費税の申告説明会



講師の水戸税務署 田邊 賢志 上席国税調査官

5月25日(月)に茨城県市町村会館において法人税・消費税の申告説明会を水戸税務署との共催で開催し21名が参加しました。講師には水戸税務署の田邊上席国税調査官にお願いし、決算事業所を対象に、申告にあたっての留意点について解説いただきました。説明会の後半では、同署の釣谷統括国税徴収官

にキャッシュレス納付についてそれぞれ解説いただきました。



法人会会員の皆様

法人会アンケート調査システム **新規登録** にご協力ください!

法人会アンケート調査システム 新規登録方法

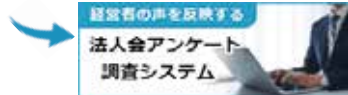
➤ まずは全法連ホームページにアクセス!

パソコンで登録

- ① 全国法人会総連合のホームページにアクセスする



- ② トップページ右側の、アンケート調査システムのバナーをクリックする



スマートフォンで登録

下記のQRコードを読み込みます



主な行事予定 (令和8年6月1日~令和8年8月31日)

月 日	行事内容(会場)	月 日	行事内容(会場)
6月1日	理事会 水戸京成ホテル	8月18日	3級簿記セミナー① 茨城県産業会館
6月5日	税務研修会 茨城県市町村会館	8月20日	3級簿記セミナー② 茨城県産業会館
6月16日	定時総会 水戸プラザホテル	8月25日	3級簿記セミナー③ 茨城県産業会館
7月27日	税務経理実務講座第1講座 茨城県市町村会館	8月27日	3級簿記セミナー④ 茨城県産業会館
		8月28日	税務経理実務講座第2講座 茨城県市町村会館
		8月31日	生活習慣病検診 ザ・ヒロサワ・シティ会館

※予定は変更・追加になる場合があります。その他会員向けスケジュール及び詳細はホームページの「会員専用」ページに掲載されております。

ソロキャン



昼は建築板金の仕事、夜はキャンピングカーでソロキャンプ。

私にとって、この時間が何よりの“オアシス”です。全国の同業者の会社を訪ね、現場や工場を見学し、経営や技術の話を交わす。

その土地で一日を終えた後、焚き火を眺めながら静かな時間を過ごすのが最高のリセットになります。

情報交換だけではなく、同じ業界で頑張る仲間との出会いが、自分自身の刺激や学びにつながっています。

これからも「仕事」と「旅」と「キャンプ」を楽しみながら、日本全国を走り続けたいと思います。

(株)MURATA 村田 豊



機関誌 法人みと 第216号 令和8年6月1日発行

発行所  公益社団法人水戸法人会

〒310-0801 水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館14F

電話 水戸 (029) 227-1302

FAX 水戸 (029) 225-3336

URL <https://mitohojinkai.or.jp>

E-mail mitoho@s3.dion.ne.jp

発行部数 4,100部



境内のあちこちに、竹の笥を置いています。手水鉢、庭の片隅、客殿の箱庭……水がひとすじ静かに流れているだけで、その場の空気が穏やかに変わる気がします。

笥づくりは、山から孟宗竹を切り出すところから始まります。およそ直径15センチ、高さ10メートル以上の極太の竹を倒し、運び出す作業は毎回なかなかの重労働です。それでも、竹が切れる瞬間の清々しさと、あの青い匂いが好きで、つい足が向いてしまいます。

独学なので、作り方に決まった型はありません。乾燥して痩せても外れない仕掛け、水の落ちる角度、水が流れる仕組み……毎回少しずつ改良しながら、「今回はこうしてみよう」と手を動かします。笥はただ水を流し落とすだけの仕組みですが、竹の太さや切り口ひとつで、水の表情がずいぶん変わります。完成して水を通したとき、思い描いた流れになっていると、それだけでしばらく眺めていられます。

そうして試行錯誤を重ねて生み出した笥の前で、参拝の方が足を止め「これ素敵ですね」と声をかけてくださるときがあります。その瞬間、本当に嬉しく感じます。仏様のお傍に置く笥が、人の心をほんのすこし和らげてくれるなら、こんなにありがたいことはありません。

水の音は、急かさない。そんな気がしています。

(宗)鳳林院 竹内盛恭

編集後記

清々しい風が新緑の間を吹き抜けて、徐々に強くなる陽光が、草木の生命力をより輝かせる季節になりました。

編集後記を書くにあたり、母が保管をしている法人「みと」を読み返すと、震災とコロナ禍といった暗闇の状況下でも、微かな光や明るさを探して、未来に繋がる希望を手繰り寄せる強さと健やかな心を願う文章に、あらためて目と意識が留まります。

中東問題による原油不足が様々な影響を及ぼす今、「きっと乗り越えられる」過去に記された言葉たちに励まされたように、未来に向かってこの言葉を届けます。

広報委員 長谷川 優子